

『ルイ・ボナパルトのブリュメール 18 日』

[3]～[4]

今井 祐之

日時： 2000 年 07 月 23 日

場所： 立教大学 5 号館 院生控室

課題と構成	1
課題と方法	1
課題	1
方法	2
近世フランス史とマルクス三部作	3
近世フランス史概観	3
マルクスのフランス三部作	4
構成	5
二月革命以後の政治状況	5
主要党派	5
執行権力と議会的権力との対立	6
内容要約	7
[3] [1849/05/28～1849/11/01——山岳党の敗北]	7
序論	7
06 月 13 日の選挙の結果	7
06 月 13 日のデモの帰結	8
[4] [1849/11/01～1850/05/31——秩序党の独裁]	9
事件の流れ	9
この時期の意味	9
問題点	12
参考文献	12

課題と構成

課題と方法

課題

対象：対象は、言うまでもなく、二月革命からルイ・ボナパルトのクーデターに至る歴史——一言で言うと「クーデターの歴史」（第 9 頁；S.303）——である。

課題：今日の読者は通常、この著書を国家論への導きの糸として読む。しかし、マルクスはより直接的に実践的な課題をもっている。すなわち、(i)「19 世紀の社会革命」（第 21 頁；S.311）を達成するためには、この革命自身の内容に適合するように実践するしかなく（＝その内容に反する革命は成功しない）、(ii)この革命自身の内容に適合するように実践するためには、この革命自身の内容を把握しな

ければならず、(iii)この革命自身の内容を把握するためには、先ず以て、何がこの革命自身の内容でないのかということ把握しなければならない。つまり、「死者をして死者を葬らせる」(同頁; ebenda)必要があるわけである。——これがマルクスにとっての課題であろう。

方法

方法：この課題を達成するために必要な方法については、マルクスは、同じ対象を扱っているユゴアの『小ナポレオン』とプルードンの『クーデター』とを批判するという否定的・消極的な仕方、これを明らかにしている。——

〔(1) ビクトル・ユゴーは、このクーデターの責任発行人に対して辛辣で気のきいた悪口を浴びせかけるだけである。彼の場合には、この事件そのものは青天の霹靂のようなものとして現れている。この事件の中にユゴーは一人の個別的個人の暴力行為しか見ていない。ユゴーは、世界史に例を見ないほどの個人的〔＝人格的〕な主導力〔eine persönliche Gewalt der Initiative〕をこの個人に与えるということによって、この個人を小さくするどころか却って大きくしてしまっているということに、気付いていない。〔(2) プルードンの方は、このクーデターを、それ以前の歴史的発展の結果として叙述しようとしている。ところが、プルードンの場合には、このクーデターを歴史的に構成するということが、いつの間にかこっそりと、このクーデターの主人公を歴史的に弁護するということにすり変わってしまっている。こうして、プルードンは、われわれにお馴染みのいわゆる客観的な編史家の誤りに陥ってしまっている。これに対して、一人の凡庸でグロテスクな人物が主人公の役割を演じるということをも可能にしたような諸事情と諸条件とを、どのようにしてフランスにおける階級闘争が生み出したのかということ、私は証明する。〔第 10 頁〕

〔(1) Victor Hugo beschränkt sich auf bittere und geistreiche Invektive gegen den verantwortlichen Herausgeber des Staatsreichs. Das Ereignis selbst erscheint bei ihm wie ein Blitz aus heitrer Luft. Er sieht darin nur die Gewalttat eines einzelnen Individuums. Er merkt nicht, daß er dies Individuum groß statt klein macht, indem er ihm eine persönliche Gewalt der Initiative zuschreibt, wie sie beispiellos in der Weltgeschichte dastehen würde. 〔(2) Proudhon seinerseits sucht den Staatsstreich als Resultat einer vorhergegangenen geschichtlichen Entwicklung darzustellen. Unter der Hand verwandelt sich ihm jedoch die geschichtliche Konstruktion des Staatsstreichs in eine geschichtliche Apologie des Staatsstreichshelden. Er verfällt so in den Fehler unserer sogenannten objektive Geschichtsschreiber. Ich weise dagegen nach, wie der Klassenkampf in Frankreich Umstände und Verhältnisse schuf, welche einer mittelmäßigen und grotesken Personage das Spiel der Heldenrolle ermöglichten. [S.304]

主観主義的な歴史把握：第一の態度は、ルイ・ボナパルトという主体的な個人に歴史的事件の総ての責任を負わせる態度である。このような態度は、その意図に反して、結局のところ、主体的な個人の過大評価に帰着する¹⁾。

客観主義的な歴史把握：第二の態度は、第一の態度とは正反対に、歴史的事件を単に客観的に——客観的な事件を並べただけのものとして——叙述する態度であり、客体的な条件に歴史的事件の総ての責任を負わせる態度、従って結局のところ主体的な個人を免責する態度である²⁾。このような態度は、——第一の態度よりも優れているとは言っても——、その意図に反して、結局のところ、客体的な条件の過大評価に帰着する³⁾。

1) このような態度は、直接的には、歴史的事件について人格的な個人のイニシアチブしか見ない態度である。しかし、それは、この人格的な個人のイニシアチブを可能にした客観的な条件を無視するという点では、“主観主義的”というレッテルを貼られるべきであろう。

2) このような纏め方には私の“読み込み”が入り込んでいる。と言うのも、私はプルードンの当該著作を読んでいないからである。私は、[I]の冒頭でのマルクスの記述に基づいて、序文でのこの記述を捉え直したわけである。

3) ここで、注目しなければならないのは、客観主義的な歴史把握をマルクスが厳しく戒めているということである。

マルクスの歴史把握：そこで、必要であるのは、あの客体的な条件を形成する社会そのものの歴史的運動であるが、このような運動は階級闘争としてわれわれの目の前に現れてくる。だから、社会そのものの運動——階級闘争——によって、ルイボナパルトという個人の主体的行動と、その客体的な条件とを位置付けるということである。〔これによって、「客観的な編史家」の誤りも克服されるであろう。と言うのも、この階級闘争において、ルイ・ボナパルトは階級的な一個人として位置を占めており、こうして、客体的条件と主体的個人とは階級闘争において結合されているからである〕。

近世フランス史とマルクス三部作

ここで、近世フランス史の流れを簡単に振り返り、それとマルクスの著作との関連を纏めておこう。

近世フランス史概観

王政（アンシャンレジーム）：1589年に即位したアンリ4世以来、ブルボン王朝は、絶対王政として中央集権化を進め、資本主義の育成に努め（重商主義）、ルイ14世の時に頂点に達する。ところが、資本主義の発展は、絶対王政と矛盾するようになり、こうして1789年に大革命が起こった。

第一共和制：ルイ16世が召集した三部会から第三身分の議員たちが分かれて、1789年6月に国民議会（憲法制定議会）が形成された。王政はこれを弾圧しようとしたから、第三身分はこれに対抗し、遂に1789年07月14日にバスティーユが襲撃された。結局のところ、国民議会→立法議会→国民公開と議会が再編される中で、結局のところ、山岳党（その中心はジャコバン派である）の独裁が成立し、反対勢力を虐殺し、国王を処刑した。ロベスピエールの狂った恐怖政治は封建制の残滓を一掃するのに貢献した。敵を殺しまくったのだから、後に残ったのは味方を殺すということだけである。遂には、ロベスピエールは味方を次々と殺しまくり、遂には1794年07月27日（テルミドール9日）に自分自身が殺された。その後も諸党派が血を血で洗う抗争に明け暮れ、共和制そのものが危機に瀕した。革命の成果——従ってまた共和制の成果——の安定化は皇帝の登場——従ってまた共和制の否定——によって安定化されなければならなくなった。

第一帝政：こうして、1799年のブリュメール18日（11月09日）にナポレオンがクーデターを起こし、やがて皇帝になる。ナポレオンはヨーロッパ諸国を侵略するのとともに、フランス革命の精神を注入した。ナポレオンの狂った侵略戦争はヨーロッパ諸国の封建制を解体するのに貢献した。こうして、ナポレオンは自分自身の墓掘り人を生産した。ナポレオンは敗北に敗北を重ね、1813年に退位を余儀なくさせられ、エルバ島に流された。

復古王政：ここで、1814年にブルボン家の後継者であるルイ18世が即位し、第一次王政復古が成し遂げられた。けれども、よせばいいのに、ナポレオンはエルバ島から逃げ出して、再び皇帝に復した。逃げ出しても、戦争以外にやることもなく、ナポレオンはワーテルローでこてんぱんに負けて、今度はセントヘレナ島に流された。こうして、1815年に再びルイ18世が即位し、第二次王政復古が成し遂げられた。ルイ18世も、マトモな脳みそをもってさえいれば、にこにこ笑って立憲君主にでもなるであろう。しかし、バカは自らがバカであることを露呈せずにはいられないから、お決まりの反動政治を行おうとし、国民からの反発を買った。こうして、次のシャルル10世の治世になると、1830年に暴動が起きて、シャルル10世は退位に追い込まれた。

七月王政：今度は、バカのブルボン家からではなく、オルレアン家から自由主義的貴族であるルイ・フィリップが国王になって、資本主義の発展によく努めた。こうして、ルイ・フィリップは遂に階級としての労働者の反抗を生産したわけである。こうしてまた、1848年に二月革命が起こり、ルイ・フィリップはイギリスにスタコラ逃げ出した。

第二共和制：ここで、遂に史上初めて労働者代表が政府に加わるようになり、“労働者のための”と称する政策——労働が市民の権利であるということを確認する労働権の宣言、労働問題を国家介入に

る。マルクスが客観主義的な歴史把握に対置するのは階級闘争である。

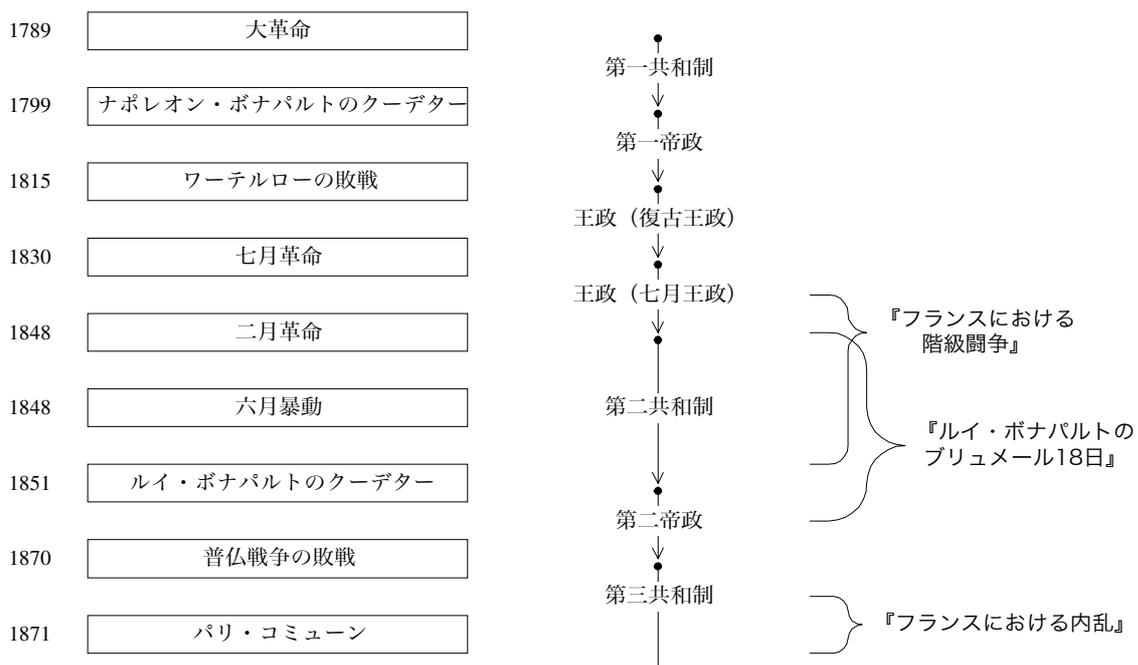
よって調整しようとするリュクサンプール委員会の設置，国家管理によって生産を行うアトリエナショナルの創設，十時間労働日の政令，言論・出版・集会・結社の自由の一般的承認——が実現された。ところが，これも一時の夢であって，リュクサンプール委員会もアトリエナショナルも閉鎖に追い込まれる。怒り狂った労働者たちは 1848 年 06 月 23～26 日に無謀な六月暴動を起こしたが，当然のごとく鎮圧された。その後の経過は，本書に詳しく書かれているように，ルイ・ボナパルトのクーデター，従って共和制そのものの否定に帰着したのである。

第二帝政：第二帝政期は資本主義の発展期であって，無能なルイ・ボナパルトの政権は或る程度，安定した。しかしまた，無能なルイ・ボナパルトはビスマルクのプロイセンと戦争し，こてんぱんに負けて，セダンでとっ捕まって，1870 年 09 月に退位した。

第三共和制：ここで，国防政府と呼ばれる反ルイ・ボナパルト派の臨時政府が生まれた。この臨時政府は労働者の革命的要求が強いのをみて，プロイセンに対する徹底抗戦ではなく，プロイセンとの和平を求めてベルサイユ休戦協定を結んだ。しかし，パリの労働者たちは愛国的抗戦を唱えて，臨時政府に対抗した。ここで，1871 年 03 月に，あまりにも偉大で，あまりにも無謀なパリコミュンが発生した。遂に労働者の政権が誕生したわけである。言うまでもなく，このような無謀な試みは，長続きしなかった。ドイツ軍と手を結んだティエール政府は徹底的にパリコミュンを弾圧した。しかしまた，その後も，1940 にペタンのビシー政府（ナチスドイツの傀儡政権）ができるまで第三共和制は続いた。

マルクスのフランス三部作

近世フランス史とマルクスのフランス三部作：マルクスのフランス三部作と呼ばれているのは、『フランスにおける階級闘争』，『ルイ・ボナパルトのブリュメール 18 日』，『フランスにおける内乱』である。『フランスにおける階級闘争』と『ルイ・ボナパルトのブリュメール 18 日』とは，いずれも，第二共和制の敗北史を扱っている。従って，そこで問題になっているのは，資本主義社会における国家体制である。但し，『フランスにおける階級闘争』が七月王政から 1850 年 05 月 31 日の新選挙法の成立（普通選挙権の廃止）までを扱っているのに対して，『ルイ・ボナパルトのブリュメール 18 日』は七月王政から 1851 年 12 月 02 日のクーデターまでを扱っている。これに対して，『フランスにおける内乱』はパリコミュンを扱っている。従って，そこで問題になっているのは，資本主義社会から共産主義社会への過渡期における国家体制である。



構成

構成：課題に従って、マルクスは本書で二月革命からクーデターに至るまでの事件を時系列的に追っている。[1]は序説であり、[7]は結論である。従って、[2]～[6]が事件を時系列的に追っている部分である。但し、二月革命直後の最初の頃のことについては、マルクスは既に『フランスにおける階級闘争』でこれを詳しく述べていたから、本書では序説部分の[1]で簡単に纏められているだけである。こうして、二月革命からクーデターに至るまでの諸段階を[6]の末尾に掲げられている総括（第138～140）に即して整理すると、これと本書の構成との対応関係は下表のようになる。

事件		自／至	章	
(1) 二月革命期		1848/02/24 1848/05/04	[1]	
(2) 憲法制定国民議会	路上でのプロレタリアートの敗北	1848/05/04 1848/06/25	[2]	
	議会内での純粹共和派の独裁	1848/06/25 1848/12/10		
	憲法制定議会そのものの没落	1848/12/20 1849/05/28		
(3) 立法国民議会	議会内での山岳党の敗北	1849/05/28 1849/06/13	[3]	
	議会内での秩序党の独裁	1849/06/13 1850/05/31	[4]	
	立法国民議会そのもの (立法)とボナパルト(行政)との闘争	議会の統帥権の喪失	1850/05/31 1851/01/12	[5]
		秩序党・純粹共和派・山岳党の連合	1851/01/12 1851/04/11	
		秩序党の分裂	1851/04/11 1851/10/09	
		議会そのものの没落	1851/10/09 1851/12/02	

但し、後に見るように、実際には、[3]は、——1849/06/13の帰結がその中心テーマであるが——、1849/11/01のバロー内閣の解任の直前まで（1849/05/28～1849/11/01）を、従ってまた、[4]は1849/11/01のバロー内閣の解任以後（1849/11/01～1850/05/31）を、それぞれ対象にしている。

二月革命以後の政治状況

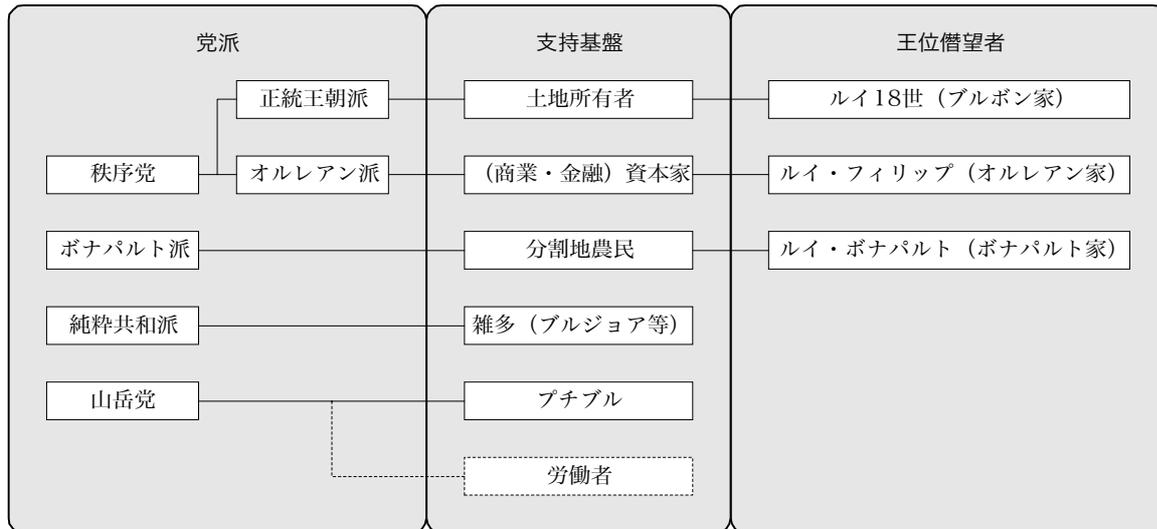
主要党派

秩序党：「ブルジョアジーの連合」（第57頁）

ボナパルト派：

純粹共和派：ナショナル

山岳党：モンターニュ＝山岳。「プチブルジョアと労働者との連合」＝社会民主党。



執行権力と議会的権力との対立

資本の矛盾は階級闘争として現象する。階級闘争は国家の矛盾として現象する。国家の矛盾は憲法の矛盾として現象する。憲法の矛盾は執行権力と議会的権力との矛盾として現象する。

執行権力

大統領：そもそも第二共和制の初期には大統領はいなかった。憲法制定国民議会で制定された新憲法の規定に基づいて、1848/12/10 にルイ・ボナパルトが初代大統領——そして第二共和制最後の大統領——として選出されたわけである。その後、直接選挙によって終身の皇帝に選出されるまで、ずっとルイ・ボナパルトが大統領であり続けた。マルクスによると (第 39 頁)、直接選挙によってたった一人の人格として選出されるという点で、大統領は最初から議会に対して優位に立っていた。

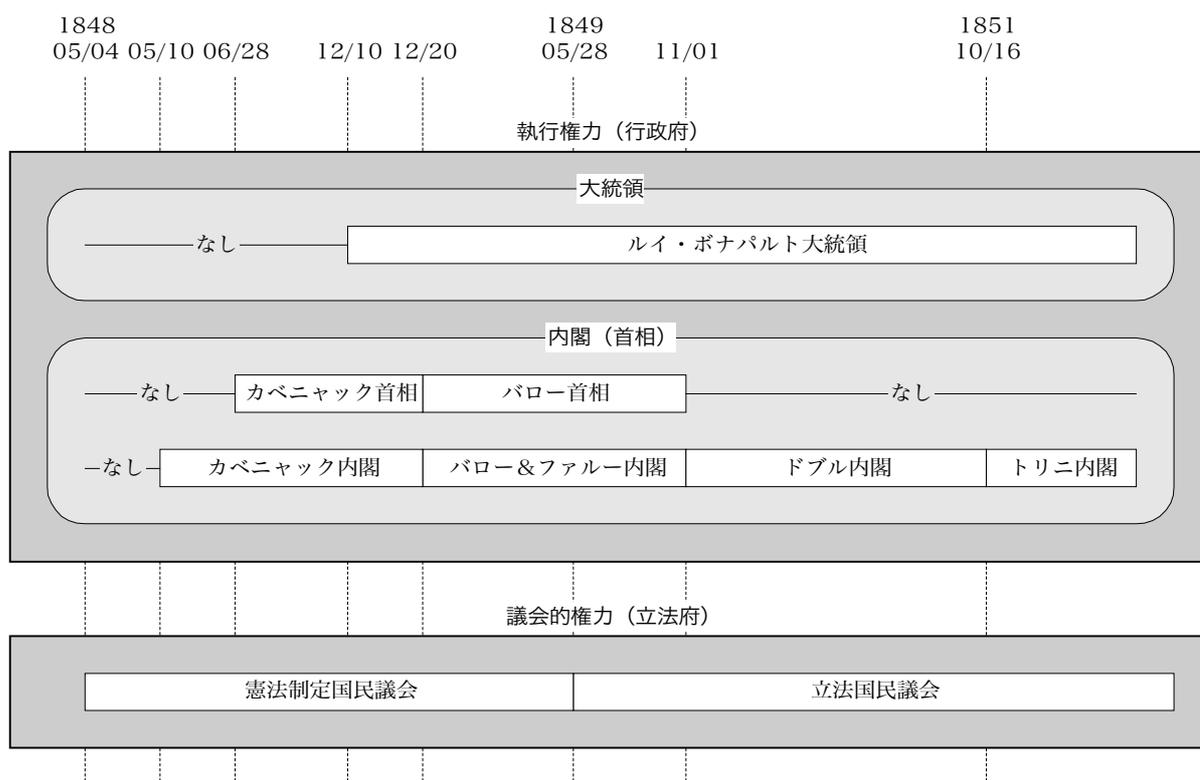
内閣：内閣は執行権力と議会的権力とを媒介する環であり、議会的権力にとっては執行権力への橋頭堡であり、また執行権力にとっては議会的権力への橋頭堡である。第二共和制の初期 (臨時政府期) にはそもそも議会がまだない以上、内閣もなかった。1848/05/10、最初の憲法制定議会が開催された直後に、この議会において第二共和制の最初の内閣が選出された。

首相：内閣を統括する首相が選出されているということは、議会的権力がこの人格を通じて執行権力を掌握しているということである。第二共和制の初期には、憲法制定国民議会開会以後にも、差し当たって、内閣は組閣されても、首相はまだ選任されていなかった。カベニャックは陸軍大臣であったが、まだ首相ではなかった。また、ルイ・ボナパルトによるバロー首相の解任以降にも、内閣は組閣されたが、首相は選任されなかった。マルクスによると (第 73 頁)、このことは議会 (秩序党) が執行権力に影響を及ぼし得なくなってしまうということを意味する。

議会的権力

憲法制定国民議会：当然に、二月革命の直後、臨時政府時には、国民議会はなかった。最初の選挙で議員が選出された後で、ようやく、1848/05/04 に最初の国民議会が開会した。この議会は閉会されるまでの間に、憲法制定以外の立法活動は殆ど何も行わなかった。当初は純粋共和派が支配していた。

立法国民議会：憲法制定国民議会が解散後に行われた二度目の選挙で議員が選出されて、1848/05/28 に二度目の国民議会が開会した。既に憲法は憲法制定国民議会で制定されているから、この議会で行われるべきであったのは個々の立法活動であったはずである。ところが実際には、マルクスによると (第 75 頁)、ぶどう酒税の継続と教育法とを除いては、有効な立法活動はなかった。



内容要約

[3]（1849/05/28～1849/11/01——山岳党の敗北）

序論

立法国民議会の歴史の序論：これから[3]～[6]で、二月革命以降の歴史の第二段階である立法国民議会の歴史が扱われる。二月革命は大革命の再現であるように見えるが、しかし大革命が上向線を描いて進んだのに対して、二月革命は下降線を描いて進んだ。すなわち、より急進的な党派がより保守的な党派に取って代わるのではなく、より保守的な党派がより急進的な党派に取って代わった。

06月13日の選挙の結果

諸党派

純粹共和派：ブルジョア急進派の議会代表である純粹共和派は少数派に転落した。

ボナパルト派：ボナパルト派は議会内では少数派であって、秩序党の付属物であるのに過ぎなかった。

秩序党

秩序党：正統王朝派とオルレアン派との連合である秩序党はいまや最大党派になった。

ブルジョアジーという階級的内容：しかしまた、正統王朝派は大土地所有の代表であり、オルレアン派は資本の代表であり、要するに、両派が対立していたのは二つの王家においてではなく、二つの所有においてであった。ところで、既に土地所有の方は地代を通じて資本に適合化されていたから、資本と土地所有とはどちらもブルジョアジーの分派であるのに過ぎない。こうして、実際には、秩序

党は「共和派に対立する王党派としてではなく、他の諸階級に対立するブルジョア階級として」（第 56 頁）一致団結して他の諸階級に対する支配に従事した。「そもそもこういう支配は、議会制共和制の形態のもとでのみ可能なものであった。と言うのは、この形態のもとで初めて、フランスのブルジョアジーの大部分が一致協力することができ、従って、彼らの階級の特権的な一分派の統治でなく、この階級全体の支配を日程に上らすことができたからである」（同頁）。

王党派という公認の政治的形式：とは言っても、彼らはそれでも王党派という形態をとらなければならなかった。何故ならば「共和制はなるほど彼らの政治的支配を完成するが、同時にこの政治的支配の社会的基礎を掘り崩すということをして、本能が彼らに教えた」（第 56～57 頁）からである。

共和派という事実上の政治的形式：ところがまた、やはり王党派という形式はブルジョアジーによる階級的支配という内容の単なる政治的形式であるのに過ぎないから、ボナパルトという王位僭望者に対しては、秩序党は「王党派としてではなく、共和派として登場する」（第 57 頁）。

山岳党

山岳党：もともとプチブル急進派の議会代表であった山岳党は、労働者と結託して、社会－民主党になり、議会では最大野党である新しい山岳党になった。

山岳党の基本的性格：この結託の結果として、一方では労働者の要求からは社会的な内容が喪失し、他方ではプチブルの要求からは純政治的な形式が喪失した。「社会－民主党の独自の性格は、資本と賃労働という両極をともに廃止する手段としてではなく、それらの対立をやわらげて強調させる手段として、民主主義的共和制的諸制度を要求するというに纏められる」（第 58 頁）。

第一の留保：「但し、プチブルジョアジーが主義として利己的な階級的利益を押し通そうとしているのだというふうに、狭く考えてはならない。寧ろプチブルジョアジーは、彼らの解放の特殊な条件が、近代社会を救い、階級闘争を回避することのできるただ一つの一般的な条件だと信じているのだ」（第 58～59 頁）。

第二の留保：「また、民主党の代議士といえ、みな商店主か、さもなければ商店主のために熱をあげている連中だと、考えてもならない。[……] 彼らが小ブルジョアの代表者であるのは、小ブルジョアが生活において越えない限界を、彼らが頭の中で越えないからである。従って、小ブルジョアが物質的利益と社会的地位とに駆られて実践的に目指すのと同一の課題と解決とに向かつて、彼らが理論的に駆り立てられるからである」（第 59 頁）。

06 月 13 日のデモの帰結

山岳党の惨めな敗北：ブルジョアジーはいまや、6 月暴動で労働者を鎮圧したのと同様に、プチブルを鎮圧しなければならなくなった。ところが、労働者とは異なって、プチブル代表である山岳党は議会の最大野党である。そこで、議会の中ではなく議会の外にプチブルを引きずり出すということが必要になった。プチブルは、フランス軍によるローマ砲撃という憲法違反的行為にまんまと引っかかり、議会を出て、1849 年 06 月 13 日に路上でデモを行い、とことん鎮圧され、議会内でもその影響力を失った。

秩序党の惨めな勝利：こうして秩序党が勝利を取めたように見えたのだが、しかし果たしてそうだったのか。秩序党は、山岳党の議員を検事局に引き渡すということによって、議員の不逮捕特権を自分自身で侵害してしまったのである。秩序党は、政府の憲法侵害に対する山岳党の蜂起に無政府行為という烙印を押すということによって、ブルジョアジーに対抗するような政府の憲法侵害に対する蜂起をも自分自身で禁止してしまったのである。しかも、山岳党はルイ・ボナパルトの政府に対して闘ったのだから、山岳党の敗北は実際には秩序党の勝利ではなく、ルイ・ボナパルトの勝利だったのである。

ガルドナショナルの決定的敗北：ガルドナショナル（国民軍）はそもそもは絶対主義的政府に対するブルジョアジーの防御手段であった。これまでは、ガルドナショナルが軍隊の味方についた時には、

蜂起は失敗した。逆に言うと、ガルドナショナルを味方にすれば、軍隊にも勝つことができるはずだった。ところが、06月13日の蜂起では、プチブルはガルドナショナルの制服を着ていたのにも拘わらず、軍隊はこれに発砲した。ところがまた、ガルドナショナルの権威が喪失したということは、ブルジョアが政府に対して対抗する抵抗手段が喪失したということの意味する。こうして、実際には、ブルジョアジーは勝つということによって負けたのである。

[4] (1849/11/01～1850/05/31——秩序党の独裁)

事件の流れ

バロー内閣の解任：1849/11/01にルイ・ボナパルトはバロー内閣を解任した。その後は、首相が置かれることはなかった。

補欠選挙：1850/03/10の補欠選挙で山岳党が復活して躍進した。再び革命の恐怖を感じたルイ・ボナパルトは、議会で依然として多数を占めている秩序党に這い蹲って協力を懇願した。ところが、秩序党はこの絶好の機会に、ルイ・ボナパルトを許すだけで、解任されたバロー内閣の再任命さえ要求しなかった。これに対して、議会で復活した山岳党もまた、この絶好の機会に、ルイ・ボナパルトと山岳党との反革命連合に対して、闘おうとしなかった。

新選挙法：1850/05/31に新選挙法が議会通过した。これによると、(i)議員選挙については、普通選挙権が廃止されて、制限選挙が復活した。(ii)大統領選挙については、法定最低得票数（総ての候補者がこれを獲得しなかった場合には、議会在大統領を選出する）の事実上の切り上げ（と言うのも、法定最低得票数が一定のままであるのにも拘わらず、有権者数が減ったのだから）によって、人民ではなく議会在大統領を選出する可能性が高まった。こうして、新選挙法は、秩序党が支配する立法国民議会の権力を高めた。山岳党は、すっかり議会在反対派になってしまっていたから、新選挙法に対してまともに抵抗し得なかった。こうして、プロレタリアは選挙権を失って二月革命以前の政治的に無力な地位に引き戻された。

この時期の意味

この時期の意味：表面上では、この時期は秩序党が独裁を完成し、ルイ・ボナパルトが議会在にひたすら恭順した時期である。ブルジョアジーの議会在での代表である秩序党は、ルイ・ボナパルトの恭順を勝ち取り社会民主党の抵抗を退け、遂には普通選挙権の廃止を以てその独裁——議会在での独裁と議会在そのものの独裁——を完成させた。つまり、外観上では秩序党は完全な勝利を取めた。ところが、実際には、この時期は秩序党が自己の敗北を準備し、ルイ・ボナパルトが自己の勝利を準備した決定的な時期なのである。

執行権力の強大化：バロー内閣の解任によって、ブルジョアジーの議会在はもはや執行権力を制御し得なくなり、もはや議会的権力の存立条件さえも失ってしまった。しかしまた、このように執行権力が強大になるということは、ブルジョア階級の物質的利害と政治的利害とが命じたものであった。

バロー及びファルーの内閣はボナパルトが生み出した最初で最後の議会的内閣であった。だから、バロー及びファルーの内閣を辞めさせたということは一つの決定的な転換点をなす。秩序党は、この内閣を失うのと同時に、議会的政体の維持にとって不可欠なポスト——執行権力を左右するための手がかり〔die Handhabung der Exekutivgewalt〕——を失ってしまい、結局のところ二度とそれを取り返せなかった。〔……〕ところが、フランスのブルジョアジーの物質的利害は、この広範で細分化した国家機構を維持するということと密接に絡み合っている。フランスのブルジョアジーはここを自分たちの過剰人口の片付け先にしており、利潤・利子・地代・謝礼金という形態ではせしめ取り得ないものを、国家の俸給という形態で補っている。他方では、フランスのブルジョアジーの政治的利害は、彼らを強制して、弾圧を日々に強化させ、従って国家権力的手段と人員とを日々に増大させ、それと同時に、彼らは世論に対して絶え間なく戦争をしかけざるを得ず、そして、社会の自立的な運動機関を——完全に切断しきるのに成功しない場合には——信頼に値しないものとして麻痺させ、切り刻まざるを得なかった。こうして、

フランスのブルジョア階級は自分たちの階級的地位に強制されて、一方ではおよそあらゆる議会的暴力の存立条件を——従ってまた自分たち自身の議会的権力の存立条件をも——否定せずにはいられなかったし、他方では自分たちに敵対的な執行権力を、手向かいし得ないほどに強めずにはいられなかった。〔第 72～74 頁〕

Das Ministerium Barrot-Falloux war das erste und letzte *parlamentarische Ministerium*, das Bonaparte ins Leben rief. Die Entlassung desselben bildet daher einen entscheidenden Wendepunkt. Mit ihm verlor die Ordnungspartei, um ihn nie wieder zu erobern, einen unentbehrlichen Posten für die Behauptung des parlamentarischen Regimes, die Handhabe der Exekutivgewalt. [...] Aber das *materielle Interesse* der französischen Bourgeoisie ist gerade auf das innigste mit der Erhaltung jener breiten und vielverzweigten Staatsmaschine verwebt. Hier bringt sie ihre überschüssige Bevölkerung unter und ergänzt in der Form von Staatsgehalten, was sie nicht in der Form von Profiten, Zinsen, Renten und Honoraren einstecken kann. Andererseits zwang ihr *politisches Interesse* sie, die Repression, also die Mittel und das Personal der Staatsgewalt, täglich zu vermehren, während sie gleichzeitig einen ununterbrochenen Krieg gegen die öffentliche Meinung führen und die selbständigen Bewegungsorgane der Gesellschaft mißtrauisch verstümmeln, lähmen mußte, wo es ihr nicht gelang, sie gänzlich zu amputieren. So war die französische Bourgeoisie durch ihre Klassenstellung gezwungen, einerseits die Lebensbedingungen einer jeden, also auch ihrer eignen parlamentarischen Gewalt zu vernichten, andererseits die ihr feindliche Exekutivgewalt unwiderstehlich zu machen. [S.350-351]

ブルジョア階級の自己矛盾の暴露：(i)ブルジョア階級は社会主義者よりもよく知っているように、今ではブルジョア階級の政治的支配の手段がブルジョア階級の政治的支配そのものと矛盾している。補欠選挙の結果も新選挙法の制定もこのことの暴露である。すなわち、ブルジョア階級の政治的支配が継続するためには、ブルジョア階級の政治的支配の手段が放棄されなければならない。(ii)だが、それだけではない。ブルジョア階級は気付いていないが、今ではブルジョア階級の政治的支配そのものがブルジョア階級の階級的支配と矛盾しているのである。すなわち、ブルジョア階級の階級的支配が継続するためには、ブルジョア階級の政治的支配そのものが放棄されなければならない。

問題になっていたのが請願権であろうと葡萄酒税であろうとも、出版の自由であろうと自由貿易であろうとも、クラブであろうと地方自治制度〔Municipalverfassung〕であろうとも、人格的自由の保護であろうと国家予算の調整であろうとも、いつでも同じ合い言葉が繰り返され、いつでも題目は同じままであり、いつでも判決ができあがっていて、決まってこう言い渡される——「社会主義だ」。ブルジョア的な自由主義さえも社会主義的だと言われる。ブルジョア的な啓蒙も社会主義的だと言われる。ブルジョア的な財政改革も社会主義的だと言われる。〔……〕

このことは、単なる言葉のあやととか、単なる流行とか、単なる政党戦術とかではない。ブルジョア階級は、彼らが封建制と闘うために鍛えた武器がどれも彼ら自身に矛先を変えたということ、彼らが産み出した教育手段〔Bildungsmittel〕がどれも彼ら自身の文明に対して反逆したということ、彼らが創造した神々がどれも彼らに背を向けてしまったということ、正しく見抜いていた。ブルジョア階級は、いわゆるブルジョア的な自由、いわゆるブルジョア的な進歩機関がどれも彼らの階級支配を、社会的基盤と政治的頂点とで同時に攻撃し威嚇たということ、つまり「社会主義的」になったということ、この威嚇、この攻撃の中に、ブルジョア階級は社会主義の秘密を正しく見出した。いわゆる社会主義が自分自身がなんであるかを判断し得たよりも正しく、ブルジョア階級は社会主義の意味と傾向がなんであるかを判断した。だから、自分がどれほど感傷的に人類の苦悩を思っただけで泣こうとも、どれほどキリスト教徒的に千年王国だの普遍の兄弟愛だのを告知しようとも、どれほどヒューマニスト的に精神だの教養だの自由だのについて駄ぼらを吹こうとも、どれほど空論的に総ての階級を和解させ幸福にするシステムを考え出そうとも、どうしてブルジョア階級は頑なに心を閉ざして自分のことを相手にしないのかということ、いわゆる社会主義は把握し得ないのである。だが、ブルジョア階級が把握しなかったのは、ブルジョア階級自身の議会的政体——〔いやそれどころか〕そもそもブルジョア階級の政治的支配というもの——さえもいまや社会主義的なものとして一般的な有罪判決を受けなければならないという、その帰結であった。ブルジョア階級の支配がまだ完全に組織化されておらず、まだその純粋な政治的表現を獲得していなかった限りでは、〔ブルジョア階級に対する〕他の諸階級の対立もまた純粋に現れるということはある得なかったし、また、この対立が現れた場合には、それが国家暴力に対するどの闘争をも資本に対する闘争に転化させるような危険な方向に向かうということはある得なかった。ブルジョア階級は、社会がきちんとした生活を行う時にはいつでも〔in jeder Lebensregung der

Gesellschaft]「安穩」が脅かされるということを見た以上、どうして、社会の頂点に不穏な政体を、すなわちブルジョアジー自身の政体である議会的政体を維持しようとするなどということがあり得ようか。——この政体は、ブルジョアジーの或る弁士の表現によると、闘争の中で、そして闘争によって生活しているものであるのに。議会的政体は討論で生活している。それなのに、どうして、議会的政体が討論を禁止するなどということができようか。議会的政体では、あらゆる利害、あらゆる社会的装置〔gesellschaftliche Einrichtung〕が一般的な思想に転化させられ、思想として討議される。それなのに、どうして、或る一つの利害、一つの装置が思考を越えたと言いきり、自己を信仰箇条として押し付けるなどということができようか。演壇での弁士の闘争は三文記者〔Preßbengel〕の闘争を呼び起こす。議会内での討論クラブは、必然的に、サロンとか居酒屋とかでの討論クラブで補足される。絶えず民意に訴えかける代議士はその民意に、請願という形で、実際の〔wirklich〕意見を述べる権利を与える。議会的政体は総ての事柄を〔議会内での〕多数者の決定に委せる。それなのに、どうして、議会の外にいる膨大な数の多数者が決定しようとしてはならないのか。国家のてっぺんでバイオリンが鳴れば、下にいる連中はそれに合わせて踊り始めるのに決まっているではないか。

従って、ブルジョアジーは、以前には「自由主義的だ」と言って褒め称えていたものを今では「社会主義的だ」と言って貶しているということによって、次のことを白状しているのである。——すなわち、自己統治する危険から逃れるようブルジョアジー自身の利害がブルジョアジーに命じているということ、国内に平穏を回復させるためには、何よりも先ずブルジョアジーのブルジョア議事を黙らせ〔zur Ruhe bringen＝平穏にする〕なければならないということ、ブルジョアジーの社会的権力を無傷に保つためには、ブルジョアジーの政治的権力を破壊しなければならないということ、私的なブルジョアたち〔Privatbourgeois＝私人としてのブルジョア個人〕が他の諸階級を搾取し続け、且つ余すところなく〔ungetrübt〕所有・家族・宗教・秩序を享受し続け得るのは、ただ彼らの階級〔＝階級としてのブルジョアジー〕が他の諸階級と並んで平等な政治的無に落とされるという条件でのみであるということ、彼らの財布〔＝社会的・経済的支配〕を救い出すためには、彼らの頭から王冠〔＝政治的支配〕が叩き落とされなければならない、また彼らを守るべき剣〔＝軍隊〕が同時にダモクレスの剣として彼ら自身の頭の上に釣り下げられなければならないということ、白状しているのである。〔第76～79頁〕

[...] Handelte es sich um Petitionsrecht oder um Weinststeuer, um Preßfreiheit oder um Freihandel, um Klubs oder um Munizipalverfassung, um Schutz der persönlichen Freiheit oder um Regelung des Staatshaushaltes, das Lösungswort kehrt immer wieder, das Thema bleibt immer dasselbe, der Urteilsspruch ist immer fertig und lautet unveränderlich: „Sozialismus!“ Für sozialistisch wird selbst der bürgerliche Liberalismus erklärt, für sozialistisch die bürgerliche Aufklärung, für sozialistisch die bürgerliche Finanzreform. [...]

Es war dies nicht bloße Redeform, Mode, Parteitaktik. Die Bourgeoisie hatte die richtige Einsicht, daß alle Waffen, die sie gegen den Feudalismus geschmiedet, ihre Spitze gegen sie selbst kehrten, daß alle Bildungsmittel, die sie erzeugt, gegen ihre eigne Zivilisation rebellierten, daß alle Götter, die sie geschaffen, von ihr abgefallen waren. Sie begriff, daß alle sogenannten bürgerlichen Freiheiten und Fortschrittsorgane ihre *Klassenherrschaft* zugleich an der gesellschaftlichen Grundlage und an der politischen Spitze angriffen und bedrohten, also „sozialistisch“ geworden waren. In dieser Drohung und in diesem Angriffe fand sie mit Recht das Geheimnis des Sozialismus, dessen Sinn und Tendenz sie richtiger beurteilt, als der sogenannte Sozialismus sich selbst zu beurteilen weiß, der daher nicht begreifen kann, wie die Bourgeoisie sich verstockt gegen ihn verschließt, mag er nun sentimental über die Leiden der Menschheit winseln oder christlich das Tausendjährige Reich und die allgemeine Bruderliebe verkünden oder humanistisch von Geist, Bildung, Freiheit faseln oder doktrinär ein System der Vermittlung und der Wohlfahrt aller Klassen aushecken. Was sie aber nicht begriff, war die Konsequenz, daß ihr *eignes parlamentarisches Regime*, daß ihre *politische Herrschaft* überhaupt nun auch als *sozialistisch* dem allgemeinen Verdammungsurteil verfallen mußte. Solange die Herrschaft der Bourgeoisieklasse sich nicht vollständig organisiert, nicht ihren politischen Ausdruck gewonne hatte, konnte auch der Gegensatz der andern Klassen nicht rein hervortreten, und wo er hervortrat, nicht die gefährliche Wendung nehmen, die jeden Kampf gegen die Staatsgewalt in einen Kampf gegen das Kapital verwandelt. Wenn sie in jeder Lebensregung der Gesellschaft die „Ruhe“ gefährdet sah, wie konnte sie an der Spitze der Gesellschaft das *Regime der Unruhe*, ihr eignes Regime, das *parlamentarische Regime* behaupten wollen, dieses Regime, das nach dem Ausdrucke eines ihrer Redner im Kampfe und durch den Kampf lebt? Das parlamentarische Regime lebt von der Diskussion, wie soll es die Diskussion verbieten? Jedes Interesse, jede gesellschaftliche Einrichtung wird hier in allgemeine Gedanken verwandelt, als Gedanken verhandelt, wie soll irgendein Interesse, eine Einrichtung sich über dem Denken behaupten und als Glaubensartikel imponieren? Der Rednerkampf auf der Tribüne ruft den Kampf der Preßbengel hervor, der debattierende Klub im Parlament ergänzt sich notwendig durch debattierende Klubs in den Salons und in den Kneipen, die Repräsentanten, die beständig an die Volksmeinung appellieren, berechtigen die Volksmeinung, in Petitionen ihre wirkliche Meinung zu sagen. Das parlamentarische Regime überläßt alles der Entscheidung der Majoritäten, wie sollen die großen Majoritäten jenseits des Parlaments nicht entscheiden wollen? Wenn ihr auf dem Gipfel des Staates die Geige streicht, was andres erwarten, als daß die drunten tanzen?

Indem also die Bourgeoisie, was sie früher als „liberal“ gefeiert, jetzt als „sozialistisch“ verketzert, gesteht sie ein, daß ihr eignes Interesse gebietet, sie der Gefahr des Selbstregierens zu überheben, daß, um die Ruhe im Lande herzustellen, vor allem ihr Bourgeoisparlament zur Ruhe gebracht, um ihre gesellschaftliche Macht unverehrt zu erhalten, ihre politische Macht gebrochen werden müsse; daß die Privatbourgeois nur fortfahren können, die andern Klassen zu exploitiern und sich ungetrübt des Eigentums, der Familie, der Religion und der Ordnung zu erfreuen, unter der Bedingung, daß ihre Klasse neben den andern Klassen zu gleicher politischer Nichtigkeit verdammt werde; daß, um ihren Beutel zu retten, die Krone ihr abgeschlagen und das Schwert, das sie beschützen solle, zugleich als Demoklesschwert über ihr eignes Haupt gehängt werden müsse. [S.353–S.355]

問題点

上部構造

『資本論』での歴史叙述と『ブリュメール』での歴史叙述との違い

参考文献

1. 引用和文中の傍点での強調は著者自身、下線での強調は今井による。同様にまた、但し書きがない限りでは、引用欧文中の *italic* での強調は著者自身、**bold** での強調は今井による。
2. 文中での引用と参照指示とで書名・論文名が省略されてページ数だけが書かれている場合には、それは『ルイ・ボナパルトのブリュメール—八日』からの引用である。また、その場合には、ページ数の“第[n]頁”は『ルイ・ボナパルトのブリュメール—八日』のページを、“S.[n]”は *Der achtzehnte Brumaire des Louis Bonaparte* のページを指示している。

AW, Karl Marx / Friedrich Engels Ausgewählte Werke, Dietz Verlag Berlin.
Der achtzehnte Brumaire des Louis Bonaparte, In: AW, Bd.2, S.299–417.

『ルイ・ボナパルトのブリュメール—八日』, 村田陽一訳, 大月書店, 1971年